

奥州市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月30日

奥州市監査委員 松本 富二郎

奥州市監査委員 千田 永

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 平成30年2月15日、16日、19日及び20日

本監査 平成30年2月21日

(2) 監査の対象

法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
羽田地区振興会	奥州市羽田地区センター	協働まちづくり部 地域づくり推進課
稲瀬振興会	奥州市稲瀬地区センター及び稲瀬体育センター	
前沢地区連合振興会	奥州市前沢地区センター、白鳥分館（白鳥地区集落センター）、上野原分館、目呂木分館及び目呂木勤労者体育館	
小山地区振興会	奥州市小山地区センター及び渡辺記念館	
衣川地区振興会	奥州市衣川地区センター及び奥州市衣川山村開発センター	

(3) 監査事項

平成28年度に市が公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 羽田地区振興会

施設の名称 奥州市羽田地区センター

協定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 9,209,000円（平成28年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(2) 稲瀬振興会

施設の名称 奥州市稲瀬地区センター及び稲瀬体育センター

協定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 8,612,000円（平成28年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市体育センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(3) 前沢地区連合振興会

施設の名称 奥州市前沢地区センター、白鳥分館（白鳥地区集落センター）、上野原分館、目呂木分館及び目呂木勤労者体育館

協定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 13,099,000円（平成28年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、白鳥地区集落センター条例、同条例施行規則、奥州市勤労者体育館条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(4) 小山地区振興会

施設の名称 奥州市小山地区センター及び渡辺記念館

協定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 14,611,754円（平成28年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、渡辺記念館条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(5) 衣川地区振興会

施設の名称 奥州市衣川地区センター及び奥州市衣川山村開発センター

協定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 10,394,000円（平成28年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、衣川山村開発センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。